

## 環境処理センター施設整備について (神戸市との一般廃棄物処理施設の広域連携について)

### 1. 国・県の動き

#### (1) ごみ処理の連携・協力の推進

環境省（以下「国」という。）は、令和 6 年 3 月 29 日付け「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」において、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要としている。

また、令和 2 年 6 月付け「広域化・集約化に係る手引き」では、ごみ処理施設の施設整備費にもスケールメリットが働くことが予想されるため、処理能力の合計が等しい場合、小規模施設を複数整備するよりも、集約した施設を 1 施設整備する方が、施設整備費の総額はより安価になると見込んでいる。

#### (2) 兵庫県内の連携・協力の現状

兵庫県においても、令和 6 年 1 月に、「兵庫県廃棄物処理計画」が定められ、環境負荷の軽減や効率的な資源循環、強靱な資源循環などについて連携・協力を推進することが必要と述べられている。

### 2. 経緯

令和 6 年 2 月議会以後、処理施設周辺住民や自治会等へ、以下の説明を行ってきた。

- ・ 環境面・経済面の優位性からごみ処理の広域連携について検討中である
- ・ 広域連携の対象は芦屋市の可燃ごみとし、芦屋市が神戸市へ運搬し、神戸市の施設で処理する
- ・ 神戸市施設の処理能力の範囲で芦屋市の可燃ごみ処理が可能である
- ・ 広域連携を行った場合でも、市民のごみ出し方法は変わらない（プラスチックの分別は単独整備・広域連携に関わらず実施する）
- ・ 神戸市へごみを運搬する際のルートは、市民の生活環境へ配慮するため有料道路を優先し、極力住宅地を通らず、運搬車両も 1 日 15 台程度と見込む
- ・ 施設整備等の時期を勘案すると、広域連携の開始時期は令和 10 年度以降になる

### 3. 協議等の状況

現在、環境面における具体的効果の精査に加えて、経費負担の考え方を含み、財政効果について議論を行っている。

#### 4. ごみ処理の広域連携についての基本的な考え方

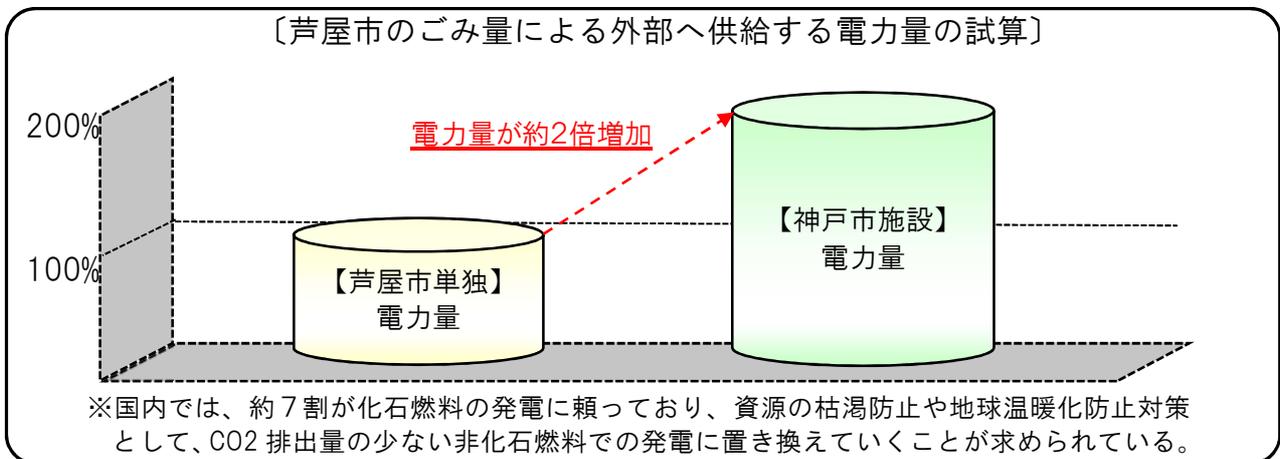
ごみ処理の広域連携によって効率的なエネルギー回収を行うことで、圏域全体の脱炭素・環境負荷低減に寄与するとともに、施設整備費及び維持管理費等の支出抑制により、財政面での効果をもたらす。

##### (1) 脱炭素・環境負荷低減

###### ア 高効率のごみ焼却発電による温室効果ガス排出抑制

発電効率の高い神戸市の焼却施設においてごみを焼却することで、芦屋市が単独で焼却施設を建設して発電する場合と比較して約2倍の電力量（一般家庭の約3,200世帯分の年間消費電力量）の外部供給が可能となる。

この外部供給電力は、CO<sub>2</sub>フリー電力とみなされ、温室効果ガスの排出抑制になる。  
※エネルギー回収効率の向上やエネルギー回収量の確保の観点からも、環境省は300t以上の焼却施設の設置を推奨している。（芦屋市が単独整備する焼却施設の処理能力は88tを想定）



###### イ 環境配慮型の中継車両導入の検討

広域連携に伴う中継施設の運営・ごみの運搬による温室効果ガスの増加分は、発電による排出抑制量に対し数%であるが、将来的な技術革新等によりEV車等の環境配慮型のごみ中継車両が普及した場合、それらの活用も積極的に検討し、更なる地球温暖化対策を進める。

##### (2) 財政効果

###### ア 広域連携による施設整備・維持管理費の支出抑制

焼却施設の単独整備費と広域連携に要する経費を比較すると、広域連携により以下の支出抑制を見込む。

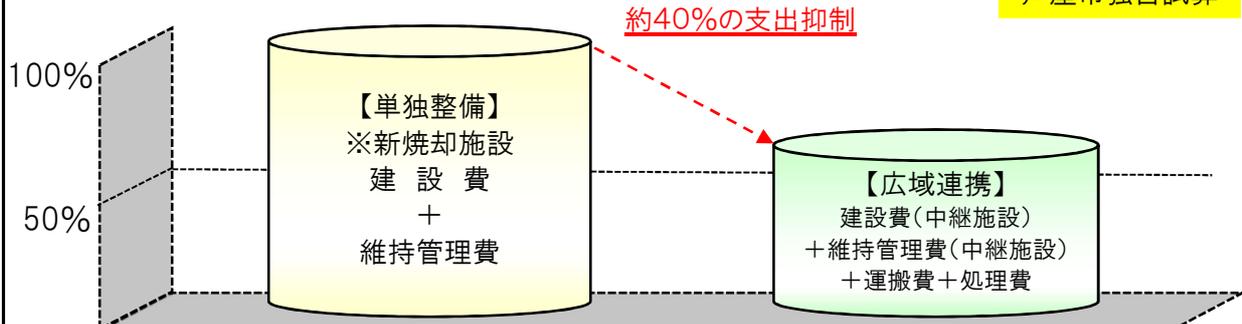
- ① 新焼却施設にかかる1年間の費用（100%）に対し、広域連携では約40%程度の支出抑制が可能。
- ② 将来的に神戸市の焼却施設に建替や大規模改修があり、芦屋市が応分の負担をしても、芦屋市が単独で焼却施設を整備するより、コスト抑制になる。

【参考：他都市事例による焼却施設建設単価の試算】

処理能力600t以上：約0.8億円/t ※神戸市焼却施設の想定単価  
処理能力88t：約1.8億円/t ※芦屋市焼却施設の想定単価

〔芦屋市ごみ処理施設関係費の比較 ※1年あたり〕

芦屋市独自試算



※新焼却施設を単独で建設した場合の維持管理費と、広域連携時の維持管理費（中継施設・運搬・処理費）を比較した場合、同程度の負担かそれ以下の負担となる見込み。  
 ※支出抑制効果の一部は、今後の神戸市の施設建設など、将来的な負担コストにあてがうことを想定。

## 5. 神戸市へのごみ処理委託費の考え方

### (1) ごみ処理単価

神戸市において以下を考慮し、処理単価を算出。

- ① 人件費
- ② 物件費（保守点検費、薬品費、残さ運搬・処分費等）
- ③ 施設整備・維持補修費

### (2) 委託料の算定

委託料は、上記の処理単価をもとに、神戸市で処理する全可燃ごみ量に対する芦屋市の処理量割合に応じ算定し、芦屋市が神戸市へ支払うものとする。

## 6. 今後の進め方

今後、経費負担の考え方など、引き続き協議を行い、両市パブリックコメント案を策定し手続きを進める

なお、両市の協議検討過程は兵庫県に逐次情報を提供しており、引き続き三者で調整しながら進めていく。

また、芦屋市が焼却施設の単独整備に向けて進めてきた準備について、広域連携の可否に一定の結論が出るまでの間、可能な範囲において手続きの時期等を見直すとともに、中継施設整備に関する詳細な検討も進める。

### 広域処理開始までのスケジュール案

令和6年 10月	広域処理の連携に関するパブリックコメント
令和7年 2月～	2市間協議書に関する議案の審議 2市間協議書締結
令和7年度～	芦屋市広域連携に必要な施設等の整備
令和12年度以降	広域処理開始